

## 事故内容メモ

**事故** 日時 年 月 日 午前 時 分頃  
午後

場所

届出警察  
(担当警察官)

**相手方** 氏名 年齢

TEL - -

住所 〒 -

車名 ナンバー  
(登録番号)

その他(目撃者・病院・保険会社などの名前、連絡先)

### 状況

**現場の状況** ※十字路、T字路、直線、曲線、道幅、見通し、標識なども記入してください。

### お車の状況

自 車 km/h

修理先

修理先TEL



相手車 km/h

修理先

修理先TEL



( )車 km/h

修理先

修理先TEL



※自車修理は、原則担当販売店となります。

# KiNTOサービスをご利用のお客様へ

## KiNTO FLEX

1.自動車保険(任意保険)について  
KiNTO商品に含まれる保険・補償制度

2.もし事故が起こったら

東京海上日動・KiNTO事故受付センター

**0120-137-160** (24時間365日)

故障時のロードサービス(レクサス緊急サポート24)  
G-Linkサービス、車両お問い合わせ  
レクサスオーナーズデスク **0800-300-0365**  
(24時間365日)レクサスオーナー専用

KiNTOサービス全般に関するお問い合わせ  
KiNTOカスタマーセンター **0120-075-912**  
受付時間 9:00~18:00 年中無休(年末年始を除く)

# 1.自動車保険(任意保険)について

## KINTO商品に含まれる保険・補償制度

KINTO商品には自動車保険が含まれます。

万一の事故の場合、下記の保険の補償限度の範囲で補償されます。

※KINTOのご契約者様及び、ご契約者様に使用を許諾された方の運転中の事故が補償されます。  
運転者の年齢制限はございません。(例:ご契約者様に使用を許諾されたご家族やご友人が運転中の事故)  
法人のお客様は、契約法人の役員の方、役員員の同居のご家族及び役員員の別居のお子様により補償されます(詳細は利用規約をご覧ください)。

- 1 対人賠償責任保険  
1名につき無制限(自賠責保険の補償額含む)
- 2 対物賠償責任保険  
1事故につき無制限(自己負担額0円)
- 3 人身傷害保険  
1名につき1億円まで  
ご契約のお車に搭乗中の事故に起因するケガ(死亡・後遺障害含む)による損害につき、過失割合に関わらず保険金額を限度に実際の損害を補償いたします。
- 4 車両保険  
1事故支払限度額・リース契約の規定損害金<sup>(※1)</sup>  
衝突、接触、物の飛来、火災、爆発、台風、洪水といった偶然な事故により、お車に生じた損害を補償します。  
【自己負担額:1事故あたり5万円(2回目以降も同額)】<sup>(※2)</sup>
- 5 その他特約  
弁護士費用 …………… 1事故につき300万円(被保険者1名ごと)  
事故の相手方との交渉を弁護士に依頼した際の弁護士費用や訴訟費用を補償します。  
レンタカー費用補償 …… 事故30日、故障15日(日額のご契約車種により異なります)  
通常の衝突等の事故の他、盗難でも代車費用が補償されます。  
ロードサービス<sup>(※3)</sup> …… ① 車両搬送費用補償・車両搬送サービス  
② 緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス

※1 リースカー車両費用保険特約を付帯している為、全損事故時のリース規定損害金は自動車保険でカバーされます。  
※2 車の全損時、盗難時は、お客様の自己負担額は発生しません。  
※3 事故・故障による車両搬送費用やバッテリー上がりでの再始動・インロック時の鍵開け等が補償されます。(①と②合計で15万円<sup>(※4)</sup>が限度となります)  
※4 15万円のレッカー料金はJAF基準で計算するとけん引距離200kmほどになります。

## 【ご注意ください】保険・補償制度が適用されない例

- ・警察に事故の届出を行わなかった場合
- ・ご契約満了までに車両返却がされず、事故を起こされた場合
- ・無免許運転や酒気帯び運転、薬物使用等での運転によって生じた損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ・タイヤ(ゴム部分)の損害(ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合は補償の対象となります。)
- ・リース利用規約に定める事項に違反があったもしくは禁止行為に該当する場合
- ・そのほか保険約款に定める保険金をお支払いできない事由に該当する場合
- ・お客様が法人の場合、契約法人の役員の方、役員員の同居のご家族及び役員員の別居のお子様以外の方のご利用(詳細は利用規約をご覧ください)

## 【事前にご確認ください】

自動車保険の補償対象はKINTO契約のお車ご利用中のみとなります。

…KINTO商品に含まれる保険・補償はご契約のお車をご利用中のみ適用となります。

ご契約車両以外のお車を運転の際は、お客様ご自身でその他保険にご加入頂く

(一日型自動車保険等)が必要がございます。

お客様が現在ご契約中の保険はKINTO契約ではご利用頂けません。

…KINTO商品の保険はKINTOが保険契約者となる為、

お客様がご契約中の自動車保険はKINTO商品の車両にはご付帯頂けません。

KINTOが保険契約者になるため、事故を起こしてもお客様の保険等級は下がらず、保険料は上がりません。

またお客様都合によるKINTO契約の保険・補償内容の変更もできません。

お客様がご契約中の自動車保険につきましては中断制度利用等、ご契約の保険会社にご相談ください。

# 2.もし事故が起ったら

事故発生

- 1 ケガ人を救護
- 2 事故車を安全な場所へ
- 3 警察へ連絡する
- 4 相手方を確認する
- 5 事故状況と目撃者の確認をする
- 6 **〈注意〉**  
その場では示談しない
- 7 **東京海上日動・KINTO**  
事故受付センターへ連絡<sup>(※1)</sup>
- 8 事故車を販売店<sup>(※3)</sup>へ

落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

救急車119番

警察110番

・どこ? (現場の住所は)  
・どんな事故? (車との事故か、人との事故か、単独事故か)  
・ケガ人の状況は? (意識がある・ない、出血等の状況)

事故状況をお知らせください。

※補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。

いつ

・事故発生の日月日、時刻

どこで

・事故発生場所(町名、番地、道路名、目標物等)

だれがなにを

・相手方の氏名、連絡先、住所、年齢、車名、ナンバー、目撃者のある場合は、その住所および氏名等

どうして

・事故の原因、形態(スピードの出しすぎ、わき見、飛び出し等)

どうなった

・届出警察署名  
・担当警察官の氏名  
・ケガの程度  
・病院名(電話番号)

・自車・相手車の損傷箇所  
・損傷の程度  
・修理先(販売店名、修理工場名、電話番号)  
・損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

東京海上日動・KINTO

事故受付センター

0120-137-160

※ご連絡いただいた際、担当販売店、車両ナンバー等を確認させていただきます。  
※携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

受付時間: 24時間365日

事故報告後は保険会社担当者とお客様にて解決・お支払いまで打合せを行います。

※保険会社からの特別な指示がない限りはKINTOへの連絡や書類の送付は不要です。

※1 事前のご連絡がない場合、各種サービスの提供、各種補償・サービスの案内や手配を行うことができません。  
※2 「走行不能」とはご契約のお車が動かなくなった状態、または法令等により走行してはいけない状態をいいます。  
(例:夜間でライトが急に点灯しなくなった、雨天時にワイパーが作動しなくなった等)  
※3 原則担当販売店となります。  
※4 ご契約のお車を担当販売店(※3)等に自力走行で移動した場合、走行不能(※2)やレッカー搬送(※5)を  
保険金としてお支払いする条件とする一部の特約については対象外となります。  
※5 「レッカー搬送」にはキャリアカー、車両積載車による輸送や牽引専用ロープによる牽引等も含まれます。

裏面はメモになっております。万一の事故の際にご利用ください。